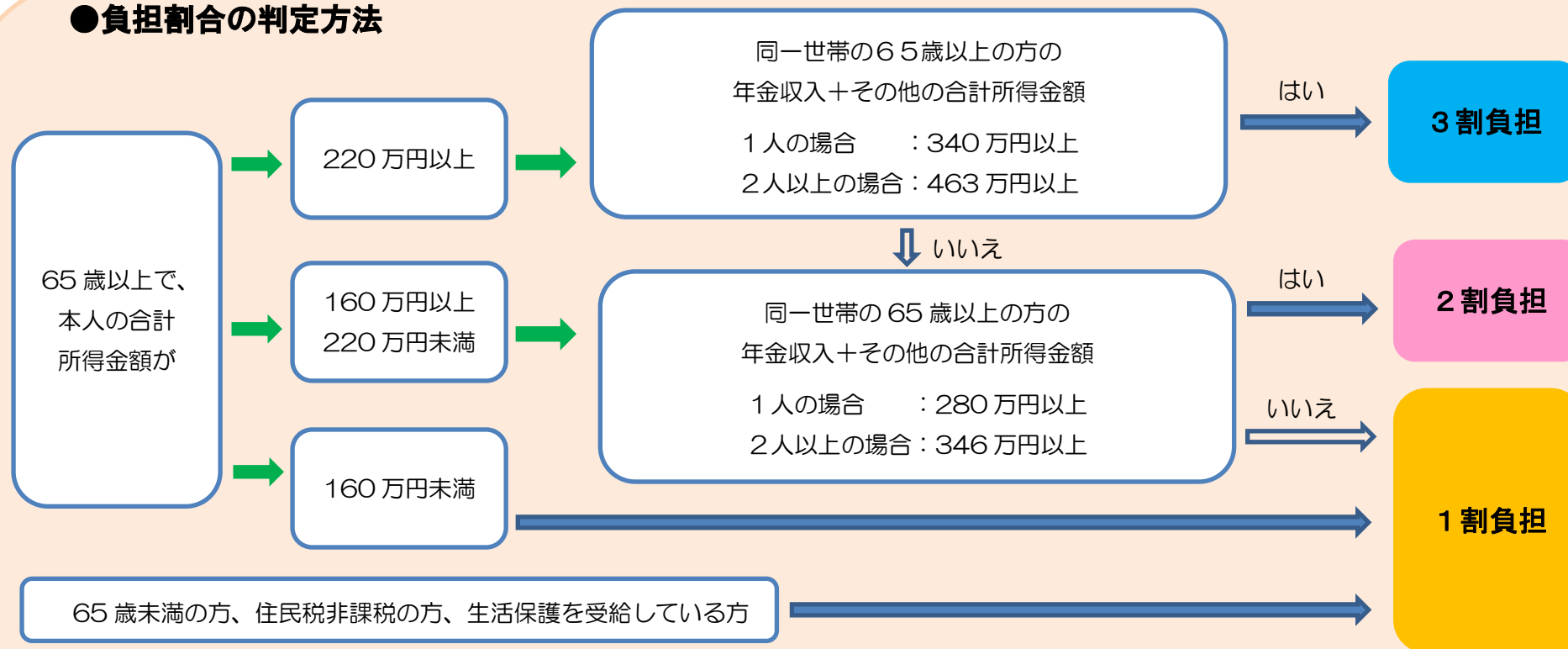


利用者の負担割合

- 介護保険サービスを利用した時は、所得等に応じてサービス費用の1割～3割を負担していただきます。
- 要介護（支援）の認定を受けた方には、「介護保険負担割合証」（黄色）を交付します。利用者負担の割合が記載されていますのでご確認ください。
- 認定がある方に、毎年7月中に、8月1日から翌年7月31日まで有効の負担割合証を郵送します。

●負担割合の判定方法



*1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除・医療費控除等を控除する前の所得金額です。また、長期譲渡所得・短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額を用います。

*2 「その他の合計所得金額」とは、*1の「合計所得金額」から年金収入に係る所得を除いた金額となります。